

仕様書

1. 賃借物件の名称・数量等

行政情報端末 1式

(内訳) ①ノートパソコン 21台

②本体のほか、付属品、関連ソフト、修理サービス等を含む。

2. 賃借物件の仕様書等

別紙『行政情報端末 仕様書』のとおり

3. 設置場所

茨城県立こころの医療センター指定場所（茨城県笠間市旭町654）

4. 調達条件

- ①指示に従い、荷造り、搬入、据え付け、動作確認（行政情報 NW への接続を含む）及び取扱説明を行うこと。
- ②納入にあたっては、担当部署と事前に連絡調整のうえ行うこととし、また、納品の際、生じた梱包材料等は持ち帰り処分し、その費用一切を見込むこと。
- ③機器の運用及び障害発生時の対応を円滑に実施するため、技術的サポートを速やかに実行できる体制を確保すること。
- ④現在使用中の機器（21台）を、撤去・廃棄することとし、その費用一切を見込むこと。
- ⑤撤去・廃棄する機器のハードディスク内の一切の情報を消去し、1台ごとにデータ消去証明書を発行すること。
- ⑥当該賃借物件のリースアップ時は、⑤と同様に SSD 内の一切の情報を消去し、1台ごとにデータ消去証明書を発行すること。

5. 賃借期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日 5年間

※賃借期間終了後の賃借物件は、すべて返却する予定としている。

6. 参考機種等（以下の機種と同等程度であること）

- ・富士通 ノート PC LIFEBOOK A5513/NX … 21台
(Windows11Pro モデル)
- ・富士通 ノート PC 保証延長パック5年 … 21台分
- ・マイクロソフト office LTSC Standard2021 … 21本
- ・ジャストシステム JUST PDF 5 … 21本/インストールメディア1本

行政情報端末 仕様書

ノート型パソコンの仕様は以下の仕様をすべて満たすこと。

項目	仕様
基本的事項	ビジネス向けパーソナルコンピュータであること
CPU	第 11 世代以降 Intel Core i3-1115G4 以上 ・ 周波数が 1.90GHz 以上であること ・ コア数が 2 以上であること
OS	Microsoft Windows11 Pro 23H2 (64bit)
メモリ	16GB 以上のもの
ディスク	SSD 256GB 以上のもの またフォーマット形式は NTFS (NTFile System) とすること
光学ドライブ	DVD-ROM 装置 (読み込み最大 8 倍速以上) であること
ディスプレイ	15 インチ程度のカラー液晶ディスプレイとすること 解像度は 1366×768 以上であること
キーボード	日本語キーボードであること
ポインティングデバイス	内蔵ポインティングデバイスを有すること
マウス	ホイール付きマウスを有すること
接続、インターネット	・ 1000Base-T/100Base-TX/10Base-T インターフェイスを内蔵していること ・ 有線 LAN ポートを有すること ・ 無線 LAN 機能を搭載していること。(Wifi6 対応) ・ USB3.0×3 ポート以上を有すること ・ 外部ディスプレイ端子 (HDMI) を有すること
外形寸法	A4 判程度であること
バッテリー持ち時間	4 時間以上であること
セキュリティ	ファイルの暗号化機能を有すること
保守	5 年間の修理サービスを行うこと
アプリケーション	以下のソフトウェアをインストールすること ・ Microsoft Office2021 以上とし、32bit 版とすること ・ Adobe Acrobat Reader DC ・ Lhaplus 等の圧縮・解凍ソフト ・ JUST PDF
その他	・ スピーカー、マイク、Web カメラを内蔵すること ・ BIOS が UEFI、セキュアブートに対応していること ・ TPM2.0 を搭載しており、有効化されていること ・ リカバリディスク、またはリカバリ領域があり容易に初期化できること ・ 省エネ法の規準に対応しているか、対象外製品であっても、省エネ法と同程度の省電力であること (国際エネルギースタープログラムの適合など) ・ 内蔵グラフィックカードが DirectX12 以上に対応していること

搬入・据付・調整については、以下の項目とする。

- ・搬入・据付・調整(プリンタの設定を含む)に要する作業をすべて含むものとする。
- ・当院担当者の指示のもと県行政情報 NW に接続し、ウイルス対策ソフトなど県が提供するソフトウェアをインストールすること。
- ・県が提供するソフトウェア、及び仕様書の“アプリケーション”の項に記載されているソフトウェアのインストール、設定作業を行うこと。
- ・導入するソフトウェアについては最新版のパッチを適用すること。
- ・OS、アプリケーション等が正常に動作可能な状態に調整の上納入すること。
- ・納入日や作業時に必要な物品については、事前に文書、またはメールで通知すること。
- ・その他の疑義については、誠意を持って対応すること。

撤去・廃棄する機器については、以下の項目とする。

- ・データ消去ソフト等を使用し、廃棄前にディスク内の一切の情報を消去すること。
- ・データ消去を証するため、機器 1 台ごとにデータ消去証明書を発行すること。

賃 貸 借 契 約 書 (案)

茨城県立こころの医療センター（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次の条項により、行政情報端末21台及び付属品一式（以下
「端末等」という。）の賃貸借契約を締結する。
なお、端末等は、別紙仕様書のとおりとする。

（物件の賃貸借）

第1条 乙は甲に対し、その所有する端末等を甲の使用に供することを目的として貸し付け
るものとし、甲はこれを借り受けて使用するものとする。

（契約の期間）

第2条 賃貸借の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、
翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について、減額又は削除があった
場合は、この契約は解除する。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、これを免除する。

（設置場所）

第4条 端末等設置場所は、茨城県立こころの医療センター内とする。

2 甲は前項の設置場所から端末等を移動する必要が生じた場合は、乙の承諾を得た上で、甲
の負担と責任により端末等を移動できるものとする。

（賃借料）

第5条 契約金額は、月額 円（うち消費税 円）とする。

2 賃借料は、公租公課の変動や経済情勢の急激な変動その他やむを得ない事情があると認
められるときは、甲乙協議の上、これを変更できるものとする。

（賃借料の支払い）

第6条 乙は、賃借料を毎月甲に請求し、甲は適正な請求書を受理してから30日以内に支
払うものとする。

（端末等の所有権）

第7条 端末等の所有権は乙に属し、甲はこれを善良な管理者の注意義務をもって使用し管
理しなければならない。

（端末等の瑕疵等）

第8条 端末等に隠れた瑕疵があった場合は、直ちに書面により乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けた時は、直ちに乙の責任において端末等を正常に使用できるよ
うに修繕し、又は修復するものとする。

3 前項の規定による修繕又は修復に要する一切の費用は、乙の負担とする。

4 端末等に重大な瑕疵があり、その修繕又は修復が困難な場合は、甲は乙に確認を求めた
上で、この契約を解除することができる。

(保険)

第9条 乙は端末等について、乙の費用で動産総合保険契約を付し保険手続きするものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、甲が故意又は重過失によって端末等に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求することができる。

2 前項の場合において、乙は動産総合保険契約に基づく支払いにより補填された損害については、前項の規定にかかわらず、甲に対し請求しないものとする。

(機密の保持)

第11条 乙は、この契約の履行にあたり知り得た事実を外部に漏らしたり、また、他の目的に利用したりしてはならないものとし、この契約が終了し又は解除された後についても同様とする。

(個人情報保護)

第12条 乙は、この契約の履行にあたり個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)の規定を遵守し必要な措置を講ずるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲または乙は、60日前までに端末等撤去の日を定めた文書によって相手方通告することにより契約を解除することができる。端末等の撤去日をもって契約を解除するものとする。

2 甲または乙は、正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書によって相手方に通告し、この契約を解除することができる。

3 甲または乙は、前項の規定により契約を解除された場合は、甲または乙に生じた損害を賠償するものとする。

(端末等の譲渡)

第14条 契約期間が満了したときは、甲は乙に端末等を返却するものとする。

(疑義等の決定)

第15条 この契約の定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 茨城県笠間市旭町654
茨城県立こころの医療センター
病院長 堀 孝文 ⑩

乙 ⑪